

平成24年第13回

荒川区教育委員会定例会

平成24年7月6日

於) 荒川総合スポーツセンター 第三多目的室

荒川区教育委員会

平成24年荒川区教育委員会第13回定例会

- 1 日 時 平成24年7月6日 午後2時30分
- 2 場 所 荒川総合スポーツセンター 第三多目的室
- 3 出席委員 委 員 長 小 林 敦 子
委 員 高 野 照 夫
委 員 高 田 昭 仁
教 育 長 川 寄 祐 弘
- 4 欠席委員 委員長職務代理者 青 山 侖
- 5 出席職員 教 育 部 長 谷 嶋 弘
教 育 総 務 課 長 佐 藤 泰 祥
教 育 施 設 課 長 丹 雅 敏
学 務 課 長 平 賀 隆
社 会 教 育 課 長 山 本 吉 毅
社 会 体 育 課 長 泉 谷 清 文
指 導 室 長 武 井 勝 久
南千住図書館長 小 堀 明 美
書 記 瀬 下 清
書 記 大 谷 実
書 記 浅 沼 佳 子
書 記 湯 田 道 徳
書 記 渡 部 由 香

(1) 報告事項

ア 小中学校の学校選択制度について

イ 区議会第2回定例会について

(2) その他

委員長 それでは、ただいまから荒川区教育委員会第13回定例会を開催いたします。

出席委員数の御報告を申し上げます。4名出席でございます。

会議録の署名委員は、高野委員及び川崙委員をお願いいたします。

教育長、あいさつをお願いいたします。

教育長 本日の審議、よろしくをお願いいたします。

委員長 それでは、本日の議事日程に従いまして議事を進めます。

本日は報告事項が2件でございます。

初めに、「小中学校の学校選択制度について」、御説明をお願いいたします。

学務課長 「小中学校の学校選択制度について」でございます。小中学校におきまして、平成25年度入学生を対象といたしまして学校選択制度を実施いたします。

選択の対象ですが、区立小中学校全校を対象に、希望する学校を選択できる方式といたします。ただし、汐入小学校、汐入東小学校及び第三中学校につきましては、汐入地区の住宅開発により通学区域内の児童・生徒が多く、通学区域外からの受け入れが困難でありますので、選択の制限を引き続き実施いたします。なお、3校の通学区域から他校を選択することは可といたします。

次に、実施内容でございます。

まず、1といたしまして、学校別に受入可能数を設定し、募集いたします。

2といたしまして、対象者全員に希望校申込書を配付し、申し込みを受け付けます。申し込みに当たりましては、申込締切後に希望校変更期間を設けます。また、申込書未提出者につきましては、通学区域の学校を希望したものと見なします。

3といたしまして、通学区域の学校を希望した者は、全員当該校に入学できることといたします。

4といたしまして、受入可能数を超える希望があった場合は、通学区域外からの希望者を対象に、公開抽選により入学者を決定いたします。

5といたしまして、抽選で外れた場合は、補欠登録を行っていただきます。

6、補欠登録者は、入学辞退等により欠員が生じた場合に、抽選結果に基づく補欠順位の上位から、繰上げ入学といたします。繰上げ入学とならなかった者につきましては、通学区域内の学校へ入学することといたします。

7といたしまして、制度の公平を図るため、抽選実施校の通学区域への転入者、転居者につきましては、必要に応じて居住確認を行います。

8といたしまして、今年度の変更点でございます。3点ございまして、まず1点目、小学校の受入可能数を1学級当たり1人増員いたします。これは35人学級に去年なりまして、その影響で抽選校が増えたことから、1名でも多く受け入れたいということで変更するものでございます。

2 といたしまして、最終繰上げ後、小学校は2月末日、中学校は3月上旬までに入学辞退等が生じた学校では、個別に意向確認をし、希望する場合は当該校への入学を認めます。できるだけ入れたいということで、この辺についても見直しをかけていきたいと考えてございます。

3 番目といたしまして、1学期中、8月末日まででございますけれども、通学区域への転居が確実な者については、最終繰上げ後、転居者として当該校への入学を認めます。最近、マンションが年度途中で完成して、転居者が増えているという状況もありますので、1学期に限っては、転居が確実だというものについては、受け入れをしていきたいということでございます。

続きまして、学校別受入可能数の設定でございます。

基本的な考え方でございますが、普通教室と普通教室へ転用できる教室の総数及び就学動向を勘案して、受入可能な学級数及び人数を設定いたします。

受入可能数は、通学区域への転入による入学者を想定いたしまして、学級定員から一定割合を減じた人数を設定いたします。

裏面を御覧ください。

学校別の受入可能数でございますけれども、小学校・中学校別に記載してございます。

まず小学校でございますけれども、学級数につきましては各校とも前年度と同じになってございます。受入可能数、人数につきましては、前年度、1学級のところは31人でしたが今回は32人、2学級につきましては、前年63人対しまして65人ということで2人増、3学級につきましては、前年度94人ということでしたが、97人ということで3人の増になってございます。

中学校につきましては、学級数、人数ともに前年と同じ内容となっております。

今後の予定でございますけれども、7月13日の文教・子育て支援委員会に報告した後、保護者へのチラシ配付等を始めます。9月に入りまして、1日に実施内容等を区報に掲載いたしまして、9月下旬に希望校申込書と学校紹介誌を配付いたします。10月に入りまして、6日に中学校、20日に小学校の合同説明会、31日に希望校の申込締切となります。11月に入りまして、5日に申込結果の公表をいたします。引き続き、5日から9日まで希望校変更の受付、12日に変更後の最終の申込結果、それと抽選の有無を公表いたします。抽選がある場合には、12月に入りまして、4日、5日で公開抽選を行います。

25年に入りまして、1月中旬に就学通知を発送し、その後、2月に入りまして、7日に小学校の補欠登録者の最終繰上げ、20日に中学校の最終繰上げを予定してございます。

そのほか、10月の学校公開週間等で各校が授業公開などを実施する予定となっております。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

委員長 ただいまの説明につきまして、質問などございますでしょうか。

教育長 文科省で決められた小学校、中学校の学級定数をここに書いた方がいいですね。

そうでないと、最近しょっちゅう変わっているから。新しい議員の方もいるし、庁議とか、文教・子育て委員会ではそれを書いた方がいいですね。

学務課長 はい。

高野委員 随分前から、この制度は施行されていますが、受入人数を超えた子供たちの抽選とかマネジメントは、どういうふうになっているのですか。うまく配分して、地域に帰すとかということなのですか。

学務課長 抽選については、まず通学区域外からの申込者を対象に抽選いたします。それで、繰り上がりにならないで、補欠のままで結局入れなかった子供さんについては、自学区の学校に入学していただくという形です。

高野委員 それはわかるのですが、誰が全体をマネージするのですか。

学務課長 学務課の方で、すべて各校別に。公表なり、それから抽選も学務課の方で、やってございます。

高野委員 これは重大な仕事ですね。わかりました。

教育部長 最近、特別区の中で、この学校選択制を見直そうという動きが出てきています。最初に導入したのが、私どもと同じときに品川区だったと思うのですが、その品川区も小学生の場合は歩いて通える範囲にしたいと制約を今年度から入れるような形にしました。

それから、杉並区は基本的に学校選択制をやめるというのですが、実態としては何らかの理由をつけて、指定校変更という形で、一部認めざるを得ないような状況のものについては認めていくというような形にするとのことです。今、荒川区の実態からお話を差し上げますと、確かに学校選択制で一部の子供たちは学区域外の学校へ通っています。ただ、荒川区の場合は、82%ぐらいが自分の住んでいる学区域の小学校に小学生は通っています。学区域外を選んだ子供たちのうち、4割の子供たちが距離を理由に学校を選んでいきます。ということは、例えば学区域の端っこの方だと、隣の学区域の学校の方が近いということもあるのです。そうしたことで9割以上の子供たちが、自分のうちから一番近い学校ないしは学区域の学校へ通っているというのが実態でございますので、今、この実態を見る限りは、この選択制そのものは大きくは見直す必要はないというように思います。ただ、一部、今、オール荒川というエリアで、荒川区は狭いのですから、やっていますけれども、その辺のところは実際に区の端から端まで小学生が動いていない実態があるので、その実態に合わせた見直しというのは必要かもしれません。その辺については今後検討していくことは必要なのかなと思います。

あと、これはずっと思っているのですが、やはり選択制を入れる意義というものは、自分の学校からよそへ出られるということなのではなくて、学校を決める際に、一度、本人も親も

どこの学校がいいのか、きちんと考えるその機会を持つことが一番大事なのだと思います。その機会を持った結果、選んで自分の学区の学校へ行くということが、大切なのだと思っています。とすれば、子供たちの意識も親の意識も違うでしょうし、学校の方も今までと違って、ここにいる子供はみんなうちに入塾するのだという話ではなくて、自分の学校をちゃんと選んだ上で来てもらっているという意識になれば、おのずと考え方も変わってくるものと思っています。

荒川区はちょうど学校選択制を入れたころに、さまざまな教育改革に取り組んできていて、学校をどうやって活性化しようかという取り組みをずっと続けてきている中で、やはり学校選択制というのは、私自身は非常に意味があることだと思っていますので、若干の修正を加えながら、そういうことはなるべく残しておくのが必要なのではないかと思っています。

教育長 今まで日暮里地区を4校統合したでしょう。それは今までは、ほとんどの学校の生徒が少なかったのです。4つの統合をしても1つでまとまるには、文京とか台東とか私立とかに、みんな進級進学してしまっていたからです。今まではただ来るから、黙って、先生方は努力していなかったのです。今はやはり、自分の学校を選んでもらうために、先生方は努力をし始めたと思います。ただ、黙っていても来るのではないのだということで。四中も、校長先生が幼稚園の運動会に出たり、学芸会に出たり、いろいろ手を尽くし、心を尽くして、やっとオール6学級になったという状況もあります。今回、九峡と二日が9人しか来なかったというので、校長先生方が、来年どうしようかと、学校通信を幼稚園に配るなど努力していますので、ぜひ、今からの取り組みとして頑張ってもらいたいと思います。

委員長 ちょっと細かい質問なのですが、今年度からの変更点の(3)で、「1学期中(8月末日まで)に通学区への転居が確実な者については、最終繰上げ後、転居者として当該校への入学を認める。」とあるのですが、これは例えば汐入小学校、あるいは汐入東小学校の地域への転居が予定されている場合は、どういう扱いになるのですか。

学務課長 同じように、転居が確実なもの、例えば書類で言うと売買契約書とか、そういうもので担保ができれば、入れていくような……。

教育部長 転入者の枠を使って、そこの中で対応していくことになります。

委員長 そうですか。

教育長 マンションがどんどんできて、スポーツセンターの真ん前も建築が始まりますし、大きな工場や中小企業は、みんな会社をやめてマンションをつくってしまうという状況もあります。日暮里地区も大変です。

高田委員 これはおもしろいもので、少人数の学校は教室があいているところがあるから、学級数、募集人員も多いけれども、人気のある学校は空き教室がないので、これだけしか募集できな

い。

委員長 そうですね。

高野委員 そこら辺が難しいですね。

高田委員 だから、各学校に努力してもらって。でも、四中が2クラスになって、もともと4クラス、受け入れ体制があったところなので、これからは各学校が努力して、みんなが行きたい学校に行ければいいのだけれども……。

委員長 この一日小が1学級というのは、もう教室がないということですか。

学務課長 はい。実は、一日小と六瑞小については、施設のなところがございますので。学齢簿の人数、要は学区の人数も少ないという状況ですので、そういうのも勘案して設置させていただいています。

委員長 そうですか。わかりました。

では、よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 では、続きまして、「区議会第2回定例会について」、御説明をお願いいたします。

教育部長 それでは、私の方から御説明差し上げます。区議会第2回定例会でございますが、自民党の北城議員、共産党の小林議員、それから公明党の保坂議員、民主・市民の会の瀬野議員、4名の方の質問がございました。

そのうち教育委員会にかかわるものでございますが、まず共産党の小林行男議員でございますけれども、「知的障害者にもっと学び成長できる場の支援の充実を」という項目の中で、2点ほど御質問をいただいております。

まず1点目が、特別支援学級の専門教諭を加配できないかということと併せて、支援学級へのスクールカウンセラーなど、もっと多く学校巡回できないかという御質問でございます。

これに対しまして答弁でございますが、特別支援学級の教員配置につきましては、東京都教育委員会が児童数・生徒数に基づいた教員の定数を定めて配置してございます。そのため、教員を加配するということは、制度上できないというお答えをしております。

さらに、週1日、小学校に区の「心理専門相談員」が、学校を巡回しているということ。それから、中学校には東京都が配置しました「スクールカウンセラー」が週1日常駐するほか、区の「心理専門相談員」が学校の要請に応じて巡回相談活動を行っている状況にあるということで、今後もこうした活動から児童・生徒を支援していきたいという答弁をしております。

2点目の項目でございますが、特別支援学校の高等部を卒業後も生涯学習の場と事業の拡充をしてほしいという御質問でございます。

これに対しましては、特別支援学級の卒業生や、あるいは特別支援学校の区内在住の卒業生及

び在校生、また区内知的障がい者関連施設等の利用者である区内在勤者の心身障がい者を対象として、心身障がい者青年教室「さくら教室」を実施してございます。

このさくら教室では、社会人として必要な自主性や協調性を養うとともに、社会性や教養を身につけることを目的としており、近年、受講生も増えてきているところでございます。

平成22年度からは受講生等のアンケートをもとに、スポーツクラブも新設して、クラブ数を増やして、活動の選択肢も増やしたということでございます。

今後も受講生やボランティアの方々の意見をお伺いしながら、事業の充実に努めていくという御答弁を差し上げたところでございます。

裏面でございます。

続いて、公明党の保坂正仁議員でございます。

「安心・安全なまちづくりについて」ということで、「通学路の安全総点検を実施し、危険箇所の改善策を早急に講ずること」という御質問の趣旨でございます。

これにつきましては、教育委員会では、スクールゾーンによる交通規制の実施、ガードレールの設置、交通指導員や学校安全パトロール員の配置、学校安全マップの作成など、ハード、ソフトの両面から通学路の安全を確保してきたところでございます。

改めて各小中学校に今回、通学路の安全点検調査を指示し、その調査結果を踏まえ、関係機関による調整会議を開催し、通学路の安全確保の取り組み方針を確認したところでございます。

今後、学校ごとの具体的な通学路について、警察署を交えて検討し、改善すべき事項について道路管理者とも連携しながら、安全な歩道整備を進めるとともに、登下校の実施方法や児童交通指導員、学校安全パトロール員の配置についても確認していきたいということです。

そして、点検調査の結果は、幼稚園、保育園にも情報提供して、園児等が安全に通園できるように役立てていきたいと考えております。

通学路における交通事故から園児、児童、生徒を守るために、安全点検及び安全対策に全力で取り組んでいくという答弁を差し上げてでございます。

続いて、民主・市民の会の瀬野喜代議員でございます。

大きな項目が2つございまして、まず1点目、「子ども・若者育成支援推進法に基づく区の施策を問う」ということで、「困難を有する子ども・若者への支援について区の見解を問う」ということでございます。

これに対しまして答弁でございますが、「子ども・若者育成支援推進法」は、ニートや引きこもり、不登校などの問題に対して、子供や若者の育成を支援するための施策の総合的推進とネットワーク整備を目的として制定されたものでございます。

教育委員会では、本法にかかわるものとして、キャリア教育や不登校対策に取り組んでおりま

す。

自分らしい生き方を学び、将来、社会的・職業的に自立し、ニートやフリーターの増加を防ぐキャリア教育として、様々な職業の分野で活躍する職業人から話を聞く授業や、実際に地域の企業や商店に勤労体験をする取組を、全ての小・中学校で行っております。

不登校を予防するための取組としては、教育相談室を設置して教育相談事業を行うとともに、小中学校に「臨床心理士」を配置して相談活動を行っております。

さらに、不登校の児童生徒に対しては、適応指導教室を開室し、学校復帰のための支援を行っており、不登校の児童生徒数は減少傾向にあります。

今後も、キャリア教育や不登校対策を充実させ、児童生徒が円滑に学校生活や社会生活を送れるよう支援していくという答弁を差し上げてございます。

続いて、裏面の大きな項目の2つ目ですが、「子どもの貧困対策を問う」というもので、経済的な事情等で朝食を抜いて来ている子供たちがいるので、保健室でそうした欠食児童の子供たちに朝ごはんの支援ができないかというような御質問でございます。

これに対しましては、答弁でございますが、子供たちが健やかに成長していくためには、適切な運動と調和のとれた食事や十分な休養・睡眠といった生活習慣の確立が基盤となります。

朝ごはんを食べずに登校する児童は、学習意欲や集中力に欠け、学力にも影響があると言われております。

「子どもの貧困・社会排除問題研究プロジェクト最終報告書」によりますと、朝食を食べない理由については、例えば起きる時間が遅いとか、食べたくないといった、児童・生徒の意識によるものが75%、それから、食事が用意されていないとか、家族のだれもが食べないといった、保護者に関わるものが約15%となっております。

教育委員会としては、こうした実態を踏まえ、児童・生徒に朝ごはんを食べて登校するよう指導するとともに、朝ごはんの必要性などを各家庭に働きかけており、朝ごはんを食べる子供の割合が毎年、改善されてきております。子供たちに基本的な生活習慣を身に付けさせる場は、何よりも家庭が基本であると考えております。

今後も、学校と家庭が連携して、子供たちの基本的な生活習慣の改善を図り、未来を拓きたくましく生きる子供の育成に全力で取り組んでいく考えであるという答弁をさせていただいたところでございます。

非常に簡単ですが、今回の第2回定例会に対する教育委員会関係の質問と答弁は以上のとおりです。よろしくお願いいたします。

委員長 ただいまの説明につきまして、質問などございますでしょうか。

高野委員 朝食の問題も含めて、今、日本の国で社会問題となっていることがたくさんあります。

いろいろ難しいですけれども、悪の温床になるようなことを防ぐ。例えば、この2番目の交通事故に対しては、薬物の防止とか、それから、もう1つは、ニートの問題だとか、荒川区教育委員会の問題だけではなくして、大きな社会問題だと思います。

やはり一番基本的なことは、中学教育をきちっとして、規律ある生活をさせて、こういう大きな社会問題にならないよう子供たちを育成するです。

ですから、教育委員会に課せられた問題は、そこをしっかりとすることと、区と国全体として考える問題だと思うのです。他の国と比べ、大変に充実していると思うのですけれど。だから、私たち教育委員会としてやることは、立派な成人にして送り出すことです。今、荒川区が直面しているのは中学校教育問題をいかにするかです。もちろん、家庭の問題とか、いろいろありますけれども。今年目標として、中学生教育対策を行うことです。

教育長 以前、高野先生のお話の中で、朝御飯を食べてこない子は心臓病になる可能性が高いということをおっしゃっていただきましたけれども。

高野委員 成人になってですね。イギリスのデータですね。

教育長 イギリスのデータで、小さいときに、朝食を抜かしてきている子は、成人になって心臓病になる可能性がある。そういうことを含めて、やはり、このことは重大な問題です。

私、オーストラリアでホームステイをしたときに、オーストラリアの子は2時間目の終わりにみんな、ニンジン丸ごとパクパク食べていました。売店があって、売店でいろいろなものを買って食べているのです。いいなと思ったのだけれども、日本と全然感覚が違って、ウサギみたいに本当にニンジン丸ごと食べているのです。だから、固定観念で物考えるのではなくて、子供の健康とかそういうことを含めて考えていかなければいけない。

けれども、学校で食べさせることに関して、またいろいろな意見があって、日本の親はそれをやると、また同調してしまって、「うちの子も、うちの子も」と、余計怠慢になってしまう親もいたりすることもありますし、慎重に考えていかなければいけない、大きな提言だと思います。

高野委員 中学教育は、人生を決めるのに大切です。僕は強要する気はありませんけれども。良い生徒をたくさん育成するには、いかに誇りを持たせる子供たちを育てるか。まさにきょうの伝統工芸展ですよ。

高田委員 子供の貧困って、朝御飯を食べてこない子供のことが書いてあったけれども、今、家庭生活が、いろいろな家庭があろうかと思うけれども、昔は、朝は日が出ると起きて、夜、暗くなると寝たものだと思うのですよ。電気ができるまで。

高野委員 そうですね。

高田委員 今はもう、これだけいろいろな電気ができるようになってから、夜中遅かったり、各家庭の事情があったり、夜、仕事をしている人がいたり、もうわずか100年か150年の間に、

日本の家庭生活がまちまちになったなと思う。今、電気が足りないというのだから、できるだけ早寝早起きするようになるといいなと思うのに、いろいろな、夜の電気を使うと安いとか宣伝するから、あれはいかがなものかと思います。基礎体力というのが基本に戻るのは、やはり太陽の下で育って、暗くなったら寝るとというのが一番だと思うのですよ。

商売によって、商店街なんて10時にシャッターをあければいいのだと、9時過ぎまで寝ているとか、いろいろな家庭がありますが。サラリーマンのお父さんは朝仕事に行くから、お母さんが御飯をつくって、子供たちもみんなでというのと、荒川区というのは環境的に違って、もう家内工業みたいに自分のところで自由な時間でやっているから、いろいろな家庭ができてきてしまったのだなと思いますね。

高野委員 今の大学生とか30歳くらいまでの若者は、おなかがすいたら食べる。そういうのでしょう。よくわからないですね。僕は時間が来たら食べますが。

高田委員 体内時計が、正しく働かない。

委員長 コンビニがありますから。売っていますから、コンビニで。

高野委員 中学教育が大事ということです。

委員長 そうですね。先生がおっしゃったように、これを見せていただきまして、いろいろな問題が出ていて、ニートであるとか、引きこもりであるとか、あるいは子供の貧困の問題ですけれども、国レベルでやるべきことと、区レベルでやるべきこと、できることというのは、やはり違うと思うのですね。その中で、区レベルでできることとして、特に今年は中学教育の充実ということで焦点化してやっていくことができればなと思います。やはり学力向上は、基本的には生活リズムをいかに整えるかという、それが基本ですので、その意味では、朝食は非常に大きな課題なのだろうなという、そんな気がいたします。

これを見せていただくと、保護者にかかわる理由で朝御飯を食べない生徒が15%はいるということになります。今後、慎重にこのあたりをどういうふうにするか検討していく必要もあるという気がいたしました。

教育部長 正直、なかなかすべて教育委員会とか行政に求められても、今言ったように、食べてこない理由が、本人が朝いつまでも寝ていて、食べる時間がないとか、あるいは今言ったように、家庭で御飯が用意されていないとか、家族みんなが食べていないというのは、やはり基本は家庭教育の問題になってくると思っています。そうすると、我々ができることの限界もどうしてもそこにはあるのかなと思っています。そういう思いを答弁でも少し挙げてみたのですけれども。

教育長 第三峡田小学校は、登校を7時40分にしてから、子供たちがほとんど来るようになっているでしょう。子供が7時40分までに学校へ行かなければいけないから、走り回っておなかがすくから、自然にお母さんは朝食をつくらなければいけなくなってしまうのです。子供の影響

によって家庭のリズムが変わってくる。家庭のリズムが変わってくることによって、学力が向上していく、それで家庭生活もよくなっていく。そういう取り組みをやはり各学校で、実績がある学校のいいところをぜひ学ぶというか、まねをするというか、それをやっつけていかないと。

だから、そのためにパワーアップのいろいろな報告書を書いているのです。何回も校長会で言うのですよ、この学校のまねをしてくださいと。柔軟な対応で、いいところの実践をまねしながら、親に言っても聞かないのだったら、子供が変えていく。だから、小学校4年になったら自分がつくるようになってくる。はっきり言ったら、小学校4年生の子が、お父さん、お母さんの朝御飯までつくっている。恥ずかしくないのと言いたくなってしまうのだけれども。そういうふうに変えていくしか、もう方法がないのではないかなという感じがしますよ。

高野委員 食事をしない、朝御飯を食べない子たちが、55%というのは、学校において子供たちは、学校中心の生活であるという意識を啓発することが大切で、学校選択制は意義があると思います。新入学を目指すのにあらかじめ父兄が入学希望学校の様子を知っておくことは、学校と父兄の連携を強くすると考えられます。朝、食事をしないことなどに対して家庭の協力が得られると思われまます。生徒は登校するにいろいろな意味で余裕ができ、成績の向上が得られたりすると思われまますので、家庭と学校との連携強化が必要です。

教育長 本当にそうですよ。それと、さっき言われた健康面でも、やはり必要だと思います。私の長い経験で、朝御飯を食べてこない子は、大体、1時間目、2時間目、ボーッとしているのです。それで、給食を何杯もおかわりをして、5、6時間目は寝ているのです。それで、部活になると頑張るのです。

何でこんなに食べるのというくらいおかわりする子がいます。朝御飯を食べてこない、夜御飯もほとんど食べさせていないという状況だから、唯一の栄養が給食なのです。給食がなかったらどうなるのだろうという子がいます。「おかわりありませんか」と職員室まで来るのです。職員室で余ったものまで、そのクラスに配るといことがあります。

高野委員 3つ、柱ができましたね。学校選択制の確立、またこれを通しての家庭・父兄との連絡体制、中学生教育の重点的な強化です。難しい話ですけどもね。

委員長 では、よろしいでしょうか。

その他の報告事項ですが、「7月から9月までの教育委員会関係主要行事」については、配付資料のとおりですが、これに関して何かございますでしょうか。

教育総務課長 8月10日金曜日につきましては、次回も教育委員会でお諮り願いますけれども、例年ですとお休みという形になっていたと思います。

教育長 では、8月10日はお休みということですね。

委員長 はい。では、よろしいでしょうか。

予定しておりました事項は以上ですが、事務局より連絡事項等ございますでしょうか。

教育総務課長 今回の日程の関係なのですけれども、教育委員会の日程を見ていただきますと、先ほどの8月10日につきましては、次回に御連絡させていただきたいと思えます。

なお、次回の7月27日金曜日でございますけれども、こちらの定例会では、特別支援学級で使用する教科書の採択をしていただきますので、よろしくお願いいたします。

私からは以上でございます。

委員長 ほかに何かございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 では、ないようですので、以上をもちまして、教育委員会第13回定例会を閉会いたします。

了